

藤沢市建築基準等に関する条例施行の前後における
確認申請と工事の着手に係る適用関係

平成 30 年 9 月 14 日
藤沢市計画建築部建築指導課

用語	市条例：藤沢市建築基準等に関する条例				
	県条例：神奈川県建築基準条例				
凡例	□確認申請	○計画変更確認申請	△工事の着手		
	■確認済証	●計画変更確認済証	▲工事の竣工		

(1) 工事の着手が市条例施行前

平成 31 年 4 月 1 日

①	□	■		△				▲
②	□	■		△		○	●	▲
③	□	■		△	○		●	▲

①の場合

- ・市条例施行前に工事の着手があるため、市条例への適合は不要となる。
- ・市条例施行前の確認申請のため、確認申請の審査は県条例による。

②の場合

- ・市条例施行前に工事の着手があるため、市条例への適合は不要となる。
- ・市条例施行前の確認申請のため、確認申請の審査は県条例による。
- ・市条例施行後の計画変更確認申請であるが、市条例施行前に工事の着手があるため、計画変更確認申請の審査は県条例による。

③の場合

- ・市条例施行前に工事の着手があるため、市条例への適合は不要となる。
- ・市条例施行前の確認申請のため、確認申請の審査は県条例による。
- ・市条例施行前の計画変更確認申請のため、計画変更確認申請の審査は県条例による。

(2) 工事の着手が市条例施行後

平成 31 年 4 月 1 日

①	□ ■	△ ▲
②	□	■ △ ▲
③	□ ■	○ ● △ ▲
④		□ ■ △ ▲

①・②の場合

- ・市条例施行後に工事の着手があるため、市条例への適合は必要となる。
 - ・市条例施行前の確認申請のため、確認申請の審査は県条例による*。
- ※市条例の規定に適合しない部分があるまま工事の着手があると違反建築物となるため、市条例の規定に適合しない部分がある場合は工事の着手の前に計画変更確認申請が必要となる。ただし、当初から県条例及び市条例の両規定に適合する計画である場合は、改めて計画変更確認申請をする必要はない。

③の場合

- ・市条例施行後に工事の着手があるため、市条例への適合は必要となる。
- ・市条例施行前の確認申請のため、確認申請の審査は県条例による。
- ・市条例施行後の計画変更確認申請のため、計画変更確認申請の審査は市条例による。

④の場合

- ・市条例施行後に工事の着手があるため、市条例への適合は必要となる。
- ・市条例施行後の確認申請のため、確認申請の審査は市条例による。

(3) その他

- ・市条例施行前に工事の着手がある場合、施行後に市条例の規定に適合しない部分が生じたものは既存不適格となる。
- ・計画通知の取扱いについては、確認申請に係る取扱いに準じる。
- ・工事の着手については、「2017 年度版 建築確認のための基準総則・集団既定の適用事例／日本建築行政会議編」掲載の「工事の着手」の取扱いによる。

(4) 参考条文

建築基準法第3条第2項（適用の除外）

この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地がこれらの規定に適合せず、又はこれらの規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、当該規定は、適用しない。

市条例附則第3項（経過措置）

この条例の施行前に法第6条第1項（第87条第1項又は第87条の2において準用する場合を含む。）若しくは法第6条の2第1項（第87条第1項又は第87条の2において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は法第18条第2項（第87条第1項又は第87条の2において準用する場合を含む。）の規定による通知がされた建築物の計画に係る審査については、なお従前の例による。